

第19回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成31年3月26日(火)
午後2時00分～午後4時00分

2、開催場所： 本部町役場(2階会議室)

3、出席委員 (6人)
会 長 7番 知念 一義
委 員 1番 渡久地 真吾 5番 大城 綱徹
2番 喜納 キミ子 6番 太田 守隆
3番 高良 久

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

報告第14号	農地法第18号第6項による合意解約の通知について
議案第88号	農地利用集積計画(案)に係る決定について(賃貸借)
議案第89号	農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
議案第90号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第91号	非農地証明願いについて
議案第92号	農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積について
議案第93号	平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)にかか る意見決定について
議案第94号	平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

6、農業委員会事務局

事務局長 安里 孝夫

農政班長 比嘉 貴哉

7、会議の概要

- 議長 ただ今から第19回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局より報告をお願いします。
- 事務局 全員、出席しております。
- 議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。
- 議長 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議がございませんので議事録署名員は1番委員と2番委員をお願いします。
書記は事務局職員をお願いします。
- 議長 会議についてお諮りします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議がございませんので、本日一日限りと致します。
- 議長 それでは議案に入ります。
- 議長 報告第14号 農地法第18条第6項による合意解約の通知について
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議長よりご指名頂きましたので、ご説明させていただきます。
- 事務局 上記のことについて、別紙のとおり両名の合意に基づき貸借契約を解除すること
としたので、農地法第18条第6項及び同法施行規則68条の規定により、
農業委員会へ報告します。
- 事務局 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。
番号1番 備瀬1659 登記現況共に、畑 面積2,448㎡
賃貸人:本部町在住A氏
賃借人:本部町在住B氏
解約届出日:平成31年3月1日
解約成立日:平成31年2月28日
土地引渡時期:平成31年3月31日
解約の理由:両者の合意があったため。
添付資料説明
- 事務局 番号2番 東555-1 登記現況共に、畑 面積362㎡
賃貸人:本部町在住C氏
賃借人:本部町在住D氏
解約届出日:平成31年3月15日
解約成立日:平成31年3月15日
土地引渡時期:平成31年3月15日
解約の理由:両者の合意があったため。
添付資料説明
- 事務局 以上で説明を終わります。
- 議長 報告が終わりましたので質問や意見がありましたらお願いします。
- 議長 質問がないようですので、進めてもよろしいでしょうか。
- 議長 次に進みます。

事務局 議長よりご指名いただきましたので、ご説明させていただきます。

議案第88号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の
意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 北里622(1,653㎡)、623(1,791.36㎡) 登記現況共に、畑 合計面積3,444.36㎡
利用権を設定する者:本部町在住E氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住F氏
利用権の設定期間:5年間の賃借権
添付資料説明

番号2番 大堂228(635㎡)、230(176㎡) 登記現況共に、畑 合計面積811㎡
利用権を設定する者:本部町在住G氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住H氏
利用権の設定期間:5年間の賃借権
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。
質問や意見がありましたらお願いします。

議長 質問がないようですので、進めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
それでは、議案第88号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第88号は可決決定致します。

次に進みます。

議長 議案第89号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条) 議案と致します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名いただきましたので、ご説明させていただきます。

議案第89号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
上記のことについて、別紙の通り申請書が提出されたので、農地転用許可後の
促進等に関する事務処理に基づき農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 瀬底2867-1 登記現況共に、畑 面積1056㎡
譲渡人:名護市にある企業I
譲受人:北谷町にある企業J
転用理由:宿泊施設を建築したい
計画通り事業を遂行できない理由:運営については委託の予定であったが交渉が決裂したため。
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。
質問や意見がありましたらお願いします。

議長 質問がないようですので、進めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)
それでは、議案第89号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第89号は可決決定致します。
次に進みます。

議長 議案第90号 農地法第5条の規定による許可申請について議案と致します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名いただきましたので、ご説明させていただきます。

議案第90号 農地法第5条許可の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は5件です。
番号1番 瀬底2867 登記畑、現況雑種地 面積1,056㎡
譲渡人:名護市にある企業I
譲受人:北谷町にある企業J
転用目的:宿泊ヴィラ建築
転用理由:宿泊施設を建設したいため
添付資料説明

番号2番 伊豆味3499-1 登記現況共に、畑 面積532㎡
譲渡人:伊江村在住K氏
譲受人:名護市にある企業L
転用目的:資材置き場
転用理由:現在資材置き場がなく事業経営上、不便をきたしているため。
添付資料説明

番号3番 東554-3 登記現況共に、畑 面積666㎡
譲渡人:那覇市在住M氏
譲受人:福岡県にある企業N
転用目的:店舗
転用理由:ドラッグストアの新店舗の建築。
添付資料説明

番号4番 東555-1 登記現況共に、畑 面積362㎡
譲渡人:本部町在住O氏
譲受人:福岡県にある企業N
転用目的:店舗
転用理由:ドラッグストアの新店舗の建築。
添付資料説明

番号5番 東556-1 登記現況共に、畑 面積239㎡
譲渡人:本部町在住P氏
譲受人:福岡県にある企業N
転用目的:店舗
転用理由:ドラッグストアの新店舗の建築。
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールへ行って申請地を見てきた委員より、補足説明をお願いします。

1番委員 パトロールへ行き、実際に見てきたのですが、
今回申請があった土地はどちらの土地も事前着工等も無く、
特に問題はありませんでした。

補足説明は以上です。

議長 補足説明が終わりましたので、質疑に入ります。
何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようなので進めてもよろしいですか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第90号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第90号は可決決定致します。

次に進みます。

議長 議案第91号 非農地証明願いについて議案と致します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名いただきましたので、ご説明させていただきます。
議案第91号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に
規程する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。
番号1番 所有者:本部町在住Q氏
申請農地: 渡久地535-1 登記、畑 面積227㎡
 渡久地535-2 登記、畑 面積434㎡
申請要旨:相続を受け約30年ほど放置されていて、雑草・雑木が繁茂している。
添付資料説明

番号2番 所有者:沖縄市在住R氏
申請農地: 浦崎906 登記、畑 面積1,373㎡
申請要旨:長い間畑として使用しておらず、雑草と木が繁茂している。
添付資料説明

番号3番 所有者:本部町在住S氏
申請農地: 瀬底3581 登記、畑 面積680㎡
申請要旨:当該地は長い間放置され雑草・雑木が繁茂している。
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールへ行って申請地を見てきた委員より、
補足説明をお願いします。

3番委員 補足説明させていただきます
番号1番は周りは墓が多く、申請地含め周囲は原野化している土地が
多く耕作には適していないと思います。

番号2番は木が生い茂っていて、農地には適していないと思います。

番号3番は進入路もなく、農地として活用できる土地ではないかと思います。

補足説明は以上です。

議長 補足説明が終わりましたので、審議に入ります。
何か質問がありましたらお願いします。

議長 質問がないようなので進めてもよろしいですか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第91号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第91号は可決決定致します。
次に進みます。

議長 議案第92号 農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積について
議案と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名頂きましたので、説明させていただきます。

議案第92号 農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積について
上記のことについて、農地法第3条第2項第5号及び同法施行規則第17条に基づき、
別段の面積の設定について、農業委員会の可否の意見を求めます。

それでは、1ページ目をお開き下さい。

1. 設定の有無: 有
2. 設定区域: 町全域
別段の面積: 現行40a、見直し後40a
3. 設定方法: 農地法施行規則第17条第2項の規定により、設定区域内及び
周辺地域における農地又は採草放牧地の保有及び将来の
見通しからみて、新規就農を促進するために
適当と認められる面積とする。

【設定理由】

1. 設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の
目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要が
ある農地が相当程度存在するため(遊休農地率3.9%)
2. 設定区域の位置及び規模からみて、設定区域内において50a未満の農地
又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加すること
により、設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の
農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないため。

添付資料説明。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。

年に一回の見直しという事であり、現行通りの別段の面積となりますが、
質問や意見はございませんか。

質問や意見がないようですので進めても宜しいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第92号は提案通り可決してよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしの事ですので、議案第92号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第93号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名頂きましたので、ご説明させていただきます。

議案第93号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、上記の事について、農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目は農業委員会の状況のため省略。

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題 (平成30年4月現在)

管内の農地面積(A) 779.5ha 集積面積(B) 60.2ha 割合(B/A×100)7.72%
課題: 農業従事者の減少、高齢化による耕作放棄地の増加、担い手への農地の利用集積を図ること。

2 平成30年度の目標及び実績

集積目標① 78.2ha 集積実績② 62.6ha(うち、新規実績2.4ha)

達成状況(②/①×100) 80.1%

評価: 目標には届かなかったが、新規就農者を中心に集積は図ることができた。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

H27年度新規参入者数 8経営体 H28年度新規参入者数 3経営体

H29年度新規参入者数 3経営体

課題: 新規参入者を受け入れする際、農地の確保が難しい状況にある。

2 平成30年度の目標及び実績

参入目標① 4経営体 参入実績② 2経営体 達成状況(②/①×100) 50%

評価: 目標には及ばなかったが、農地について農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積が少しずつ進んでいる。また、新規参入者については2名確保することができた。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題 (平成30年4月現在)

農地面積(A) 779.5ha 遊休農地面積(B) 33.7ha 割合(B/A×100) 4.32%

課題: 不在地主が多く、農地の貸借契約が進まない。

2 平成30年度の目標及び実績

解消目標① 3.0ha 解消実績② 1.4ha 達成状況(②/①×100) 40.0

評価: 集約化できる面積がなく、目標を達成することができなかった。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題 (平成30年4月)

農地面積(A) 779.5ha 違反転用面積(B) 0.92ha

課題: 農地法及び農振法についての周知不足

特に、駐車場や資材置き場など、その他法令の許可をいらない利用についての農地法等の周知方法についてが課題。

2 平成30年度実績

実績① 0ha 増減(B-①) 0ha

新たな違反転用の発生を防ぐことができた。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:24件、うち許可24件及び不許可0件)

事実関係の確認

実施状況 申請書類の確認を行うとともに、3名の農業委員及び事務局職員で現地調査並びに必要な応じて申請者に対する聞き取りを行っている。

総会等での審議

実施状況 関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。

申請者への審議結果の通知

実施状況 申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数 0件
不許可処分の理由の詳細を説明した件数 0件

審議結果等の公表

実施状況 議事録を作製し、ホームページ等により公表。

2 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数:35件)

事実関係の確認

実施状況 提出された申請書や添付書類等により、農業委員及び事務局職員で書類審査及び現場確認を行っている。

総会等での審議

実施状況 農地法並びに、法運用基準等に照らし、事業計画内容や現場の状況等を総合的に判断する。

審査結果等の公表

実施状況 議事録を作製し、ホームページ等により公表。

3 農地所有適格法人からの報告への対応

農業生産法人からの報告について

管内の農業生産法人数 9法人

報告書提出農業生産法人数 3法人

報告書の督促を行った農業生産法人数 5法人

督促後に報告書を提出した農業生産法人数 1法人

報告書を提出しなかった農業生産法人数 4法人

対応方針

未報告の法人については、電話連絡により報告するよう指導する。

4 情報の提供等

賃借料情報の調査・提供

実施状況 調査対象賃貸借件数26件 公表時期 平成31年3月

情報の提供方法:ホームページで公表

農地の権利移動等の状況把握

実施状況 調査対象権利移動等件数81件 取りまとめ時期 作成後随時

情報の提供方法:議事録作製により、ホームページで公表

農地基本台帳の整備

実施状況 整備対象農地面積793.7ha 整備方法 電算システムによる整備

データ更新:利用状況調査結果を踏まえ更新

公表:全国農地ナビにて公表

以上で説明をおわります。

議長

説明が終わりました。

今年度の評価の説明に関して、何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようですので、議案第93号について、この内容でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議がないという事ですので、議案第93号について、提案通り可決致します。

次の議案に進みます。

議長

議案第94号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議長よりご指名がありましたので、ご説明させていただきます。

議案第94号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)
上記のことについて、農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目については農業委員会の状況のため省略。

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題（平成30年3月現在）

管内の農地面積(A) 793.7ha 集積面積(B) 62.6ha 割合(B/A×100) 7.89%

課題: 不在地主が多く存在し、地主と耕作者との相対での貸し借りが多く存在することや
貸借契約自体に抵抗がある地主が多く存在する。

議長

2 平成31年度の目標及び活動計画

集積目標 87.6ha（うち新規集積面積 25ha）

活動計画: 農地利用集積円滑化団体及び中間管理機構と連携を密にし、担い手への
農地集積を進める。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

H28年度新規参入者数 3経営体 H29年度新規参入者数 2経営体

H30年度新規参入者数 2経営体

課題: 新規参入者を受け入れする際、条件の良い農地の確保が難しい状況にある。

2 平成31年度の目標及び活動計画

参入目標 4経営体

活動計画: 農地中間管理機構の制度を活用し、また、人・農地プランの地域話し合いを通し
農地の集積・集約化を図る。

青年就農給付金等の新規就農者向けの制度について引き続き周知を図り、農業
大進校との連携を強化することで新規参入者を確保する。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題（平成31年3月現在）

農地面積(A) 793.7ha 遊休農地面積(B) 30.8ha 割合(B/A×100) 3.88%

課題: 不在村地主が多く、農地の貸借契約が進まない。

2 平成31年度の目標及び活動計画

解消目標 3ha

活動計画: 担当地区の農業委員、農地利用最適化委員が担当地区を割り振り調査を行う。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題（平成31年3月）

農地面積(A) 793.7ha 違反転用面積(B) 0.92ha

課題: 農地法及び農振法についての周知不足

2 平成31年度活動計画

違反転用を防止するために、8月に町内全域を農業委員、事務局職員で農地パトロール
を実施し、農地転用許可権者である県と違反転用是正に取り組む。

広報誌等を活用し、農地法や農振法の周知強化を図る。

説明は以上です。

説明が終わりましたので、審議に入ります。

何か質問や意見がありましたらお願いします。

意見がないようですので次に進めてもよろしいでしょうか。

